

唐津市水道事業等包括的委託公募型プロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、唐津市水道事業等が発注する業務の包括的委託（以下「包括的委託」という。）に関し、受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「プロポーザル」とは、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、提案書をもとに、審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託候補者を選定する方式をいう。

(選定委員会)

第3条 受託候補者の選定を行うため、唐津市水道事業等包括的委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、受託候補者を選定したときは、水道事業等の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

(評価の方法)

第4条 評価は、プロポーザルに参加する者（以下「参加事業者」という。）が提出した提案書に基づき算出する業務評価点と提案見積額により算出する価格評価点との合計点数（以下「総合評価値」という。）により行う。

2 業務評価点は、選定委員会が評価基準に従い、評価項目ごとに評価する得点の合計をもって充てるものとする。

3 価格評価点の算出方法は、管理者が別に定める。

(受託候補者の選定の方法)

第5条 受託候補者は、次に掲げる全ての要件を満たす参加事業者のうち、総合評価値が最も高い者とする。

(1) 提案見積額が提案見積限度額の範囲内であること。

(2) 業務評価点が最低基準点以上であること。

2 前項の場合において、総合評価値が最も高い者が2者以上あるときは、次に掲

げる順に判定して選定を行う。

- (1) 業務評価点が高い者
- (2) 委託業務に関する評価点が高い者
- (3) 提案見積額が低い者

(参加事業者が1者の場合の取扱い)

第6条 参加事業者が1者の場合であっても、原則として当該プロポーザルを実施し、審査・評価を行う。

(選定結果の通知)

第7条 管理者は、受託候補者を選定したときは、受託候補者を選定された者に対し、その旨を書面により通知する。

(受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明)

第8条 管理者は、受託候補者を選定されなかった者（以下「非選定事業者」という。）に対し、その旨を書面により通知する。

2 非選定事業者は、前条に規定する通知を受領した日の翌日から起算して3日以内（唐津市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）に、管理者に対し、書面により受託候補者として選定されなかった理由についての説明を求めることができることとする。

3 管理者は、前項の理由を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(受託候補者の取消し)

第9条 管理者は、次に掲げる事由が契約締結前に生じた場合は、受託候補者の選定を取り消すことができる。

- (1) プロポーザル参加要件を欠く者となった場合
- (2) 参加確認申請書及び提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (3) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号）に基づく指名停止の措置を受けた場合

(次順位者との交渉)

第10条 管理者は、受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合又は協議が整わない場合は、プロポーザルの結果において次順位以下となった参加事業者のうち、総合評価値が上位であった者から当該水道事業等包括的委託について交渉を行うことができる。

(費用負担等)

第11条 プロポーザルへの参加に際し必要となる書類の作成に要する費用は、申込みをした者の負担とし、これらの書類は返却しないものとする。

(秘密の保持)

第12条 プロポーザルに関する選定結果を除き、この要領に基づき参加事業者から提出された資料等は、原則として公開しないものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月23日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、包括的委託の契約を締結した日に、その効力を失う。

3 この要領の失効前に実施したプロポーザルに関する提案書等に係る秘密の保持については、第12条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。